

§ 9 別 科

I 志願資格

別科への志願者は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当し、かつ、①または②のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者 (2) 中学校等を令和7年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者 (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者 (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者 (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者 (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者 (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長が認めた者
① 神奈川県内に住所又は勤務地がある者 ② 県外から本県に転居予定又は勤務予定の者など志願について県教育長の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者

II 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

高 等 学 校 名	募 集 期 間
横浜市立横浜商業高等学校別科 (昼間部、理容科・美容科)	【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月7日(金)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

志願は、一の高等学校の一の学科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2希望として志願することができる。

2 志願の手続

前記§1のⅢの2の(1)及び(5)から(7)の規定を準用する。ただし、志願に当たって、県教育長の志願の承認を必要とするものは後記Ⅵに定める。

3 調査書の作成及び提出に関わる手続

- (1) 中学校長が調査書を作成し、横浜商業高等学校長に提出する。作成に当たっては、前記§1のⅢの4の(3)の規定を準用し、提出に当たっては、前記§1のⅢの4の(1)の規定を準用する。ただし、18歳以上(令和7年4月1日現在)のものについては調査書の提出を要しない。
- (2) 調査書の提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和7年1月23日(木)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 横浜商業高等学校長が行う措置

横浜商業高等学校長が行う措置は、前記§1のⅢの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

別科を志願した者は、他の高等学校のすべての学科(志願した別科における他の科を含む。)に志願変更することはできない。

V 選抜の方法

1 検査の期日

学 力 検 査 の 期 日	面 接 の 期 日
令和7年2月14日(金)	令和7年2月17日(月)又は2月18日(火)のうち 横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。

2 学力検査及び面接の会場

横浜市立横浜商業高等学校別科

3 検査の内容及び検査の時間

検査の内容は学力検査及び面接とする。学力検査は国語、数学及び外国語(英語)とする。

学力検査の時間は前記 § 1 の V の 4 の(1)のアの規定を準用する。

面接の時間は、横浜市立横浜商業高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

4 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 の V の 5 の規定を準用する。

5 選考の方法

(1) 事前に公表する選考基準に基づき、学力検査(追検査を含む。)の結果及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

(2) 前記 § 1 の V の 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、横浜市立横浜商業高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和7年2月28日(金) 横浜市立横浜商業高等学校長が指定す る時間	横浜市立横浜商業高等学校別科

VI 県教育長の志願の承認

令和7年4月1日までに県外から本県に転居予定の者又は県外在住であって本県内での勤務を予定する者は、神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)並びに転居先の住所を証明する書類(前記 § 1 の VII の 2 の(1)の規定に準じる書類)又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類等を、横浜市立横浜商業高等学校長に提示又は提出し、県教育長の志願の承認を受けなければならない。県教育長の志願の承認に関する事項については、横浜市立横浜商業高等学校長に委任する。承認申請期間及び受付時間は、次のとおりとする。また、横浜市立横浜商業高等学校長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、インターネット出願システムに承認情報を登録する。

承認申請期間	受付時間
令和7年1月6日(月)から1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

- 1 前記 § 1 の IX の 1 の(1)及び2から4の規定を準用する。
- 2 二次募集は実施しない。